

四市複合事務組合監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年2月1日

四市複合事務組合監査委員 栗 林 紀 子
同 中 村 潤 一

監査対象機関	措置状況報告年月日
馬込斎場及びしおかぜホール茜浜 (事務局予算執行含む)	令和5年1月24日
監査の結果	措置の内容
<p>①予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none">・四市複合事務組合財務規則第2条第1項の規定において準用する船橋市予算会計規則別表第5では、使用料及び手数料の調定の時期は、使用許可をしたとき又は収入を決定したときとされているが、令和4年4月1日付け行政財産使用許可について、調定が遅れているものが複数あった。	<p>本組合財務規則第2条第1項の規定において準用する船橋市予算会計規則別表第5に記載のある調定の時期については、規則の確認を怠ったため使用許可時の調定を行っていなかった。今後は再発防止のため、行政財産使用許可等の決裁時に、調定書の起案を併せて行うよう徹底した。</p>